

## 秋田県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 防災・災害対策に関すること
  - (2) 産業振興に関すること
  - (3) 暮らしの安全・安心に関すること
  - (4) その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること
2. 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取り組みを効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
3. 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図れるよう努めるものとする。
4. 乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲または乙の書面による解約の申し出がない場合は、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2. 甲または乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出た場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

2. 甲と乙は、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月10日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事

佐竹敬久

乙 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地  
三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長

原典元

## 「秋田県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定」に基づく 具体的な連携事業

### 1. 防災・災害対策に関すること

#### (1) 防災・災害対策支援

- ・市町村向け、災害対策本部マニュアル作成に係る研修およびマニュアルの見直し支援
- ・市町村向け、帰宅困難者対策について、他県の事例を踏まえた研修会の開催支援
- ・「被害認定調査の具体的な手法」について、実習を踏まえた研修会の開催
- ・防災訓練、防災フェアにおけるブースの設置や住家被害認定調査についての研修会の開催

#### (2) B C P 策定支援

- ・市町村向け、業務継続計画策定にかかる研修会の開催
- ・職員向け、自治体の危機管理の基本事項に関する研修・演習の支援
- ・県内中小企業を対象に B C P の普及啓発を目的としたセミナーの開催
- ・「レジリエンス認証制度」の基準で企業の B C M レベルを簡易に診断するサービスの提供

### 2. 産業振興に関すること

#### (1) 環境産業リスクマネジメント支援

- ・県内の再エネ事業者、発電事業者を対象者としてリスクマネジメントセミナーの開催
- ・再エネの事業リスクを机上診断し、事故例や対策についての情報を提供
- ・再エネ発電所の事業性・リスクを現地調査し、事業の妥当性評価や事故リスク低減に向けたリスクマネジメント等の支援
- ・地域産材の活用に向けた建設・不動産等と木材利用事業者とのマッチング支援

#### (2) 農業・6次産業化リスクマネジメント支援

- ・「フード&アグリビジネスを取り巻く環境や求められるリスクマネジメント」をテーマとしたセミナーの開催
- ・下記の取組をポイントとした食品安全リスクマネジメントセミナーの開催
  - 一般的衛生管理を踏まえた H A C C P システム構築
  - F S M S (食品安全マネジメントシステム) 認証に向けての取組
  - 食品防御 (フードディフェンス) 対策
  - 食品事故発生時の緊急時対策
- ・ハラルセミナー等の開催

#### (3) 観光産業リスクマネジメント支援

- ・宿泊施設や観光施設などを対象としたリスク調査やリスクマネジメントセミナーの開催

(4) 自治体および民間企業向けの情報セキュリティ対策支援

- ・情報セキュリティに関する対策の実施状況について、チェックリストの設問に回答いただいた後、訪問によるヒアリングを実施したうえで情報管理体制を評価、改善提言
- ・専門事業者の紹介による、セキュリティ事故対応セミナーの開催
- ・標的型メール攻撃対策や情報セキュリティに関する研修の開催
- ・情報管理におけるヒューマンエラー防止対策をテーマとした研修の開催

3. 暮らしの安全・安心に関すること

(1) 交通リスクマネジメント支援

- ・地域住民や学生等を対象とした「交通安全に係る一般的な知識、危険を予測するトレーニング、交通事故ヒューマンエラー等」のセミナーの開催
- ・自転車安全セミナーの開催による、自転車事故防止に向けた普及・啓発

4. その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

- (1) 支社、代理店等を通じた県政や県民の安全・安心、暮らしに関する県政情報の発信
- (2) 会社役員・管理職の「イクボス」宣言、職場における仕事と育児・家庭の両立支援や「仕事と生活の調和」、男性職員の育児参加の推進
- (3) 会社役員・管理職による「女性の能力の活用」に向けた取組の推進
- (4) 「男女イキイキ職場宣言事業所」の協定締結と他企業へのPRへの協力
- (5) 秋田県の魅力を首都圏にアピールするため、魅力ある秋田県産の商品（地元の食材、名産品等）の販売を行う「秋田県物産展」の開催